

冒頭を読む
世界の名著
101
目次

16	カーマ・ストトラ (インド)	[紀元四〜五世紀]	44
17	告白	アウグスティヌス [三五四〜四三〇]	46
18	コーラン	ムハンマド [紀元七世紀]	49
II			
19	マグナ・カルタ (イングランド)	[一二一五]	54
20	神学大全	トマス・アキナス [一二二五〜一二七四]	57
21	痴愚神礼讃	エラスムス [一四六六〜一五三六]	60
22	ユートピア	トマス・モア [一四七八〜一五三五]	62
23	九十五箇条の論題	マルティン・ルター [一四八三〜一五四六]	65
24	君主論	ニコロ・マキヤヴェッリ [一四六九〜一五二七]	68
25	天体の回転について	ニコラウス・コペルニクス [一四七三〜一五四三]	71
26	エセー	ミシエル・ド・モンテーニュ [一五三三〜一五九二]	74
27	随筆集	フランシス・ベーコン [一五六一〜一六二六]	77
28	星界の報告	ガリレオ・ガリレイ [一五六四〜一六四二]	80
29	方法論序説	ルネ・デカルト [一五九六〜一六五〇]	83

30	リヴァイアサン	トマス・ホップス	(二五八八) (一六七九)	85
31	懐疑的化学者	ロバート・ボイル	(二六二七) (一六九二)	88
32	パンセ	ブレイズ・パスカル	(二六二三) (一六六二)	91
33	エチカ	バールーフ・デ・スピノザ	(二六三二) (一六七七)	94
34	自然哲学の数学的諸原理	アイザック・ニュートン	(二六四二) (一七二七)	98
35	人間知性論	ジョン・ロック	(二六三二) (一七〇四)	101
36	弁神論	ゴットフリート・ヴィルヘルム・ライプニッツ	(二六四六) (一七一六)	104

III

37	権利章典 (イギリス)		(一六八九)	108
38	光についての論考	クリステイアン・ホイヘンス	(二六二九) (一六九五)	110
39	人間本性論	デイヴィッド・ヒューム	(二七一) (一七七六)	113
40	新しい学	ジャンバッティスタ・ヴィーコ	(二六六八) (一七四四)	116
41	人間機械論	ジュリアン・オフリ・ド・メトリ	(二七〇九) (一七五二)	119
42	カンデイド	ヴォルテール	(二六九四) (一七七八)	122
43	人間不平等起源論	ジャン・ジャック・ルソー	(二七一二) (一七七八)	125

44	自伝……………	ベンジャミン・フランクリン〔一七〇六〜一七九〇〕	128
45	国富論……………	アダム・スミス〔一七二三〜一七九〇〕	130
46	ローマ帝国衰亡史……………	エドワード・ギボン〔一七三七〜一七九四〕	133
47	コモンセンス……………	トマス・ペイン〔一七三七〜一八〇九〕	135
48	アメリカ独立宣言……………	……………〔一七七六〕	138
49	純粹理性批判……………	イマヌエル・カント〔一七二四〜一八〇四〕	141
50	化学原論……………	アントワーン・ラヴォアジエ〔一七四三〜一七九四〕	143
51	道德および立法の諸原理序説……………	ジェレミ・ベンサム〔一七四八〜一八三二〕	146
IV			
52	フランス人權宣言（人間および市民の権利の宣言）……………	……………〔一七八九〕	150
53	人間精神進歩の歴史……………	ニコラ・ド・コンドルセ〔一七四三〜一七九四〕	153
54	フランス革命についての省察……………	エドモンド・バーク〔一七二九〜一七九七〕	155
55	ドイツ国民に告ぐ……………	ヨハン・ゴットリープ・フィヒテ〔一七六二〜一八一四〕	158
56	人口論……………	ロバート・マルサス〔一七六六〜一八三四〕	161
57	化学の新体系……………	ジョン・ドルトン〔一七六六〜一八四四〕	164

58	経済学および課税の原理……………	デイヴィッド・リカード	〔二七七二〕一八二三	167
59	意思と表象としての世界……………	アルトウール・シヨーペンハウアー	〔二七八八〕一八六〇	169
60	法の哲学……………	ゲオルク・ヴィルヘルム・フリードリヒ・ヘーゲル	〔二七七〇〕一八三一	172
61	戦争論……………	カール・フォン・クラウゼヴィッツ	〔二七八〇〕一八三二	176
62	アメリカの民主政治……………	アレクシ・ド・トクヴィル	〔二八〇五〕一八五九	179
63	とてつもない民衆の妄想と群衆の狂気……………	チャールズ・マッケイ	〔二八一四〕一八八九	181
64	共産党宣言……………	カール・マルクス／フリードリヒ・エンゲルス	〔二八二〇〕一八九五	184
65	十九世紀における革命の一般理念……………	ピエール・ジョセフ・プルドン	〔二八〇九〕一八六五	187
66	自由論……………	ジョン・スチュワート・ミル	〔二八〇六〕一八七三	190
67	種の起源……………	チャールズ・ダーウイン	〔二八〇九〕一八八二	193
68	イタリア・ルネサンスの文化……………	ヤーコプ・ブルクハルト	〔二八一八〕一八九七	195
69	第一原理……………	ハーバート・スペンサー	〔二八二〇〕一九〇三	198
70	ロウソクの科学……………	マイケル・ファラデー	〔二七九一〕一八六七	201
71	この最後の者に……………	ジョン・ラスキン	〔二八一九〕一九〇〇	204

72	資本論……………	カール・マルクス〔二八一八～一八八三〕	208
73	イギリス憲政史……………	ウォルター・バジヨット〔二八二六～一八七七〕	211
74	論理学の素描……………	チャールズ・サンダース・パース〔二八三九～一九一四〕	214
75	神と国家……………	ミハイル・バクーニン〔二八一四～一八七六〕	217
76	ツアラトウストラはかく語りき……………	フリードリヒ・ニーチェ〔二八四四～一九〇〇〕	220
77	時間と自由……………	アンリ・ベルクソン〔二八五九～一九四一〕	223
78	経済学原理……………	アルフレッド・マーシャル〔二八四二～一九二四〕	226
79	ユートピアだより……………	ウイリアム・モリス〔二八三四～一八九六〕	229
80	自殺論……………	エミール・デュルケーム〔二八五八～一九一七〕	231
81	シートン動物記……………	アーネスト・トンプソン・シートン〔二八六〇～一九四六〕	234
82	有閑階級の理論……………	ソースティン・ヴェブレン〔二八五七～一九二九〕	237
83	夢の解釈……………	ジークムント・フロイト〔二八五六～一九三九〕	240
84	近代科学とアナキズム……………	ピョートル・クロポトキン〔二八四二～一九二二〕	243
85	ローマ史……………	テオドール・モムゼン〔二八一七～一九〇三〕	246
86	道徳的認識の源泉について……………	フランツ・ブレンターノ〔二八三八～一九一七〕	248

87	プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神	マックス・ヴェーバー	〔二八六四〕—一九二〇	251
88	プラグマティズム	ウィリアム・ジェイムズ	〔二八四二〕—一九一〇	254
89	暴力論	ジョルジュ・ソレル	〔二八四七〕—一九二二	257
90	恋愛と奢侈と資本主義	ヴェルナー・ゾンバルト	〔二八六三〕—一九四二	259
91	イデー(純粹現象学と現象学的哲学のための諸構想)	エドムント・フッサール	〔二八五九〕—一九三八	262
VI				
92	帝国主義論	ウラジーミル・イリイチ・レーニン	〔二八七〇〕—一九二四	268
93	相対性理論	アルベルト・アインシュタイン	〔二八七九〕—一九五五	271
94	哲学の改造	ジョン・デューイ	〔二八五九〕—一九五二	273
95	中世の秋	ヨハン・ホイジンガ	〔二八七二〕—一九四五	276
96	論理哲学論考	ルートヴィヒ・ウィトゲンシュタイン	〔二八八九〕—一九五二	279
97	主権の基礎	ハロルド・ラスキ	〔二八九三〕—一九五〇	282
98	西太平洋の遠洋航海者	ブロニスワフ・マリノフスキ	〔二八八四〕—一九四二	284

99	大衆の反逆……………	ホセ・オルテガ・イ・ガセツト〔二八八三〜一九五五〕	287
100	イデオロギーとユートピア……………	カール・マンハイム〔二八九三〜一九四七〕	290
101	雇用・利子および貨幣に関する一般理論……………	ジョン・メイナード・ケインズ〔二八八三〜一九四六〕	293

参考文献 296

編訳者あとがき 301

冒頭を読む 世界の名著 101

I

- 前3000頃 エジプト文明が成立
- 前3000頃 メソポタミア文明が成立
- 前2500頃 インダス文明が成立
- 前1500頃 黄河文明が成立
- 前334 アレクサンドロス大王が東方遠征を開始
- 前221 秦の始皇帝が中国を統一
- 前4頃 イエス・キリスト誕生
- 375 ゲルマン人の大移動が始まる
- 476 西ローマ帝国が滅亡
- 610頃 イスラム教が成立

1 ハンムラビ法典（バビロニア）〔紀元前十八世紀〕

紀元前十八世紀、バビロニアのハンムラビ王が制定した法典。現存する法典の中ではウル・ナンム法典（メソポタミア）について世界で二番目に古いとされている。アツカド語が用いられ、楔形文字で記されている。全二百八十二条。

一、他人を罪に陥れ、呪いをかけたにもかかわらず、それを証明できなかった場合、その者は死罪に処される。

二、人を告発した場合、告発された者は川に行つて水中に飛び込み、もし川底に沈んだならば、告発した者は彼の家を所有する。ただしその川によつて、告発された者に罪がないと証明され、無傷のままその場を離れることができたなら、告発した者は死罪に処され、川に飛び込んだ者が彼の家を得る。

三、法廷の場に告発を持ち込みながら、その告発を立証できない場合、それが殺人に関するものならば、告発した者は死罪に処される。

四、告発により、法廷が穀物ないし銀の没収を決めた場合、その穀物ないし銀は告発した者の

所有に帰す。

五、裁判官が審理を行ない、結論を下し、判決を文書で示した場合、後にその判決に誤りのあることが判明したならば、またその誤りが裁判官自身の責によるものならば、彼は判決に記した額の十二倍を支払い、裁判官の席から公に排除され、再びそこに座り判決を下すことを許さないものとする。

六、寺院ないし宮廷の所有物を盗んだ場合、その者は死罪に処される。また盗品を受け取った者も死罪に処される。

七、他人の息子あるいは奴隸から、証人もしくは契約書を伴わず、銀や金、男女の奴隸、牛や羊、驢馬などを買った場合、あるいは委託されたものとして受け取った場合、その者は盗人とみなされ、死罪に処される。

八、牛や羊、驢馬、豚、山羊を盗み、それが寺院あるいは宮廷の所有だった場合、盗人はその三十倍を支払う。盗品が王の臣民の所有物だった場合は十倍を支払う。支払えない場合、盗人は死罪に処される。

九、何かを失くし、それが他人の手にあるとわかった場合、その物品を手にしていた者が、「これは商人が私に売ったものであって、私は証人の前でその代金を支払った」と述べる一方、その所有者が「私のものであると知る証人を連れて来る」と言ったならば、購入した者は売った商人ならびにその場にいた証人を、また所有者のほうは、その所有を証明する証人を

連れて来るものとする。裁判官は彼らの証言、すなわち代金が支払われるのを目撃した証人の証言と、失った物品の所有を明らかにする証人の証言とを、宣誓させた上で検討すべし。

その結果、商人が盗人と明らかになつたならば、彼は死罪に処される。失われた物品の所有者はその品を受け取り、またそれを購入した者は支払った金額を、商人の財産から受け取るものとする。

十、購入した者が、その商人、および商品の購入を目撃した証人を連れて来ず、その一方で所有者が証人を連れて来た場合、購入した者が盗人であり、死罪に処される。また所有者は失った物品を受け取る。

十一、所有者が、失った物品の出所を明らかにする証人を連れて来なかつた場合、彼は悪事を行なつた者であり、他人を中傷したのであるから、死罪に処される。

十二、証人を連れて来ることができなかつた場合、裁判官は六ヶ月の期限を定める。その期限内に証人を連れて来ることができなかつたならば、その者は悪事を行なつたのであり、その訴訟の罰を負うものとする。

52 フランス人権宣言（人間および市民の権利の宣言）（一七八九）

一七八九年八月二六日、憲法制定国民議会によって採択された。ロック、ルソー、モンテスキューらの啓蒙思想に由来し、国民主権と機会均等を前面に押し出すもので、従来
の王権神授説と対照をなしている。

国民議会として組織されたフランス国民の代表者たちは、人権の無知、忘却、ないし蔑視こそが、大衆の不幸と政府の腐敗の諸原因に他ならないことを考慮し、厳粛なる宣言において、奪われることのない神聖なる人間の自然権を明らかにすることを決意した。その目的は、社会構成体の全成員に絶えずこの宣言が示され、彼らの権利と義務を不断に想起させること、立法権および行政権の諸行為を、すべての政治制度の目的と随時比較可能にすること、より一層その目的を尊重させること、市民の不満を、今後は単純かつ明白な原理に基づくものにせしめることで、憲法の維持とすべての人間の幸福に向かわせることである。

その結果として国民議会は、至高の存在が臨席する場所において、かつその庇護を受けて、以下に示す人間および市民の権利を承認し、宣言するものである。

第一条 人間は、自由なもの、かつ権利において平等なものとして生まれ、生存する。

第二条 あらゆる政治的結合の目的は、人間の絶対的な自然権を保護することにある。これらの権利は、自由、所有権、安全、および圧政への抵抗である。

第三条 あらゆる主権の原理は、本質的に国民に存する。いかなる団体、いかなる個人であっても、国民から明確に発せられたものでない権威を行使することはできない。

第四条 自由は、他人に害をなさない一切の行為をなし得ることから成立している。従って、各人の自然権の行使は、社会の他の構成員に同じ権利の享受を保証すること以外、なんら制限を持たない。これらの制限は、法によってのみ定められる。

第五条 法は、社会に有害な行為でない限り、これを禁じる権利を有さない。法によって禁じられていないすべてのことは、妨げることができず、法が命じていないことは、何人たりともこれを行なうことを強制されない。

第六条 法は総意を表現したものである。すべての市民は直接、あるいはその代表者を通じ、法の作成に寄与する権利を有する。法は、保護を与えるものであっても、あるいは罰を与えるものであっても、すべての人間に同一でなければならぬ。すべての市民は、法の前には平等であるので、その能力に従い、かつ徳性および才能の差を除いて平等に、公の位階、地位、職務に就くことができる。

第七条 何人たりとも、法によって定められた、かつそれが命ずる形式によるものでなければ、告発され、逮捕され、あるいは拘禁され得ない。法によらない命令を請願し、発令し、執行し、または執行せしめた者は、罰せられなければならない。ただし、法の規定に従って召喚または拘束された者は、直ちに従わなければならない。それに抵抗した者は罰せられる。

第八条 法は、絶対的かつ明確に必要な刑罰のみを定めるべきであつて、何人たりとも、犯行以前に制定公布され、かつ合法的に適用された法によらなければ、処罰され得ない。

第九条 すべての人間は、有罪を宣告されるまで無罪と推定されるものであるから、その人物を逮捕することが不可欠と判断されても、身柄を確保するのに不必要なすべての強制処置は、法によって厳格に規制されなければならない。

第十条 何人たりとも、自らの意見に関し、それを表明することにより法で定められた大衆の秩序を乱さないかぎり、たとえ宗教上のものであつても、それを侵害され得ない。

57 化学の新体系 ジョン・ドルトン〔二七六六〜一八四四〕

イギリスの化学者、物理学者、気象学者。原子説を提唱したことで知られる。また自らの先天性色覚障害から、色覚についての研究も行なっている。『化学の新体系』は一八〇八年の刊行。

第一章 熱あるいは熱素について

熱素の本質に関する最も確実な見解は、それが非常に捉えがたい性質を有する弾性流体であり、その粒子は互いに反発し合っているが、他のすべての物体には引きつけられるというものである。

我々の周囲にある物体がすべて同一の温度ならば、それら物体の熱は静止状態にあり、この場合、ある二つの物体について、その重量を等しくとったとしても、あるいは体積を等しくとったとしても、それらの熱の絶対値は等しくない。それぞれの物体は、熱に対する独自の親和性を有しており、それによって、物体はある温度で他の物体と均衡を保つために、一定量の流体を必要とする。等しい重量もしくは等しい体積、あるいは相対熱量が、任意の温度について正確に求められたならば、それらの量を表す数値をもって、比重の一覧表と同じような比熱

の一覽表を作り上げることができ、それは化学にとって重要な成果となるだろう。こうした試みはこれまでかなりの成功を収めてきた。

いま述べたように、ある温度について比熱が求められるのならば、物体がその形状を保持したまま、その値が他のどの温度についても決まった比率を示すかどうかは、もう少し研究が必要である。以前になされた実験から、ほとんどそうであることに疑いはないようである。しかし、物体の比熱は、等しい重量よりも等しい体積から推論するほうが、より正確だろう。これら二つの方法が正確に同じ結果をもたらさないのは確かである。なぜなら、等しく温度を上げたとしても、異なる物体の膨張は同じでないからである。しかしこの問題をよく考えてみる前に、温度という言葉で何を意味しようとするのか、はつきりさせるべきである。

第一節 温度およびその測定器について

物体の比熱および温度の概念は、底部の管によって互いにつながった、異なる直径を有する円筒状の容器を組み合わせたものと、それに取りつけられた小さな円筒状の管で捉えることができる。これらはいずれも水あるいは他の液体を入れることができ、地表と垂直に置かれる。

円筒は物体のそれぞれの比熱を表わすことになっている。等間隔に目盛りの刻まれた小さな管は、温度計つまり温度の測定器である。一つの容器に水を注ぎ込むと、水はすべての容器および温度計の中で同じ高さまで上昇する。うまいこと同じ割合に注ぎ込まれると、容器と管の

中では同じ割合で水が上昇する。水は明らかに、熱もしくは熱素を表わしているのである。この考え方によると、ある物体における熱の均一な上昇が、温度の均一な上昇に対応しているのは明白である。

こうした見解をとろうとするならば、温度が等しい二つの物体において、その温度から別の温度へと上昇した場合、それぞれが受け入れた追加の熱量は、以前からそれらに含まれるその流体の総熱量に正確に比例する。この結論は、総じて諸々の事実とほぼ一致するものの、厳密に正しいわけではもちろんない。なぜなら、弾性流体において、重量と温度が一定に保たれていたとしても、体積の増大が比熱の増加を引き起こすということが、よく知られているからである。ゆえに、固体と液体もまた、熱によって体積が増大するにつれて、その熱容量も増加するというのは確からしい。しかしながら、すべての物体が熱によって単一の同じ割合で増大するならば、この状況が先の結論に影響を及ぼすことはないだろう。しかしこれは事実でないので、この結論に対する反論には信憑性がありそうである。温度計が、温度を示す物体と同じ程度の熱で示される、流体の増加を示すならば、あるいは、空気または弾性流体がその物体で温度を測定されるのならば、空気は温度によって膨張するがままになるのか、それとも一定の体積に抑えられるのだろうか。私の目には、物体が熱を受けながら、体積が一定に保たれた場合の標準熱容量をとるのが理論上最も適切なように思われる。

72 資本論 カール・マルクス（一八一八〜八三）

プロイセン王国出身の思想家、経済学者、革命家。一八四五年にプロイセン国籍を離脱、一九四八年に『共産党宣言』を執筆し、四九年にロンドンに亡命。以降は無国籍者として共産主義運動を行なう。主著『資本論』全三巻は一八六七年から九四年にかけて刊行された。

第一篇 商品と貨幣

第一章 商品

一、商品における二つの要素——使用価値と価値（価値の実体、価値の規模）

資本制生産様式が普及している社会の富は「商品の巨大な集合体」として、個々の商品はその構成要素として現われる。ゆえに我々の研究は商品の分析から始めるものとする。

まず商品とは、その属性によって人間の何らかの欲求を満たす、人間の外部にある対象である。ここで言う欲求の本質は、それが胃袋から生じたものであれ、あるいは想像の産物であれ、ならん変わるところはない。また、その商品がどのようにして人間の欲求を満たすか、すなわち生存手段つまり消費の対象として直接的に満たすのか、あるいは生産の手段として間接的に

満たすのか、それもここでは重要ではない。

鉄や紙など有用な物はすべて、質と量という二つの観点から見ることが可能である。すべての有用な物は多くの属性から構成されているため、様々な形で役立ち得る。それらの多様な側面、つまり様々な使用法を発見することは、いずれも歴史の仕事である。またこれら有用な物に関し、どれだけの量を社会が必要とするかという社会的尺度を編み出すのも同様である。商品尺度が多様なのは、一部には計測されるべき対象が多様な性質を有していること、また一部には慣習が理由である。

ある物体の有用性はその使用価値を形作る。しかしこの有用性は空中にぶら下がっているわけではない。それは商品の物質的特性によって決まるのであり、その特性なしに存在することはできない。ゆえに使用価値もしくは財というのは、鉄、トウモロコシ、ダイヤモンドなどといった商品の物理的本体そのものなのである。商品におけるこの性質は、有用な性質を引き出すのに必要な労働量の大小とは関係ない。使用価値を考察するとき、我々は常に、一ダースの時計、一ヤードのリネン、一トンの鉄といった具合に、確たる量的規定があることを前提としている。商品の使用価値は知識の特殊な領域、つまり商品学の材料を提供する。使用価値が実現するのは使用され消費された場合のみである。社会的形態がどういったものであれ、使用価値は、富の社会的形態とは無関係に、富の素材的内容を構成している。またこれより検討する社会形態において、使用価値はまた、交換価値を素材的に構成している要素でもある。

交換価値はまず量的比率として、すなわちある種類の使用価値が別の種類の使用価値と交換される際の割合として現われる。この比率は時と場所によって絶えず変動している。したがって交換価値は偶発的かつ純粹に相対的な形をとり、結果として商品と不離の関係にある内在的価値などという表現は形容矛盾のように思われる。この点をより詳細に検討してみよう。

所与の商品、例えば一クォーターの小麦は、 x 単位の靴墨、 y 単位の絹、あるいは z 単位の金と交換される。つまり、極めて多様な比率で他の商品と交換されるのである。ゆえに小麦は、一つではなく多数の交換価値を有している。しかし x 単位の靴墨、 y 単位の絹、 z 単位の金は、いずれも一クォーターの小麦の交換価値を表わしているのだから、 x 単位の靴墨、 y 単位の絹、 z 単位の金などは、相互に置換可能な交換価値、あるいは相互に同じ大きさを有する交換価値でなくてはならない。そこからまず、同じ商品の社会的に妥当な交換価値は、同一の物を表現していること、第二に、交換価値は、それと区別可能な内容物の表現形態、すなわち「現象形態」に他ならない、ということが導き出せる。

編訳者あとがき

本書は古代バビロニアの『ハンムラビ法典』から、二十世紀を代表する経済学者の一人、ジョン・メイナード・ケインズの『雇用・利子および貨幣に関する一般理論』まで、古今東西の人文・自然科学の名著一〇一点の冒頭部分を集めたものである。この編訳作業を通じて、数千年にわたる人類思想史の一端に触れる機会に恵まれたわけだが、とりわけ、数多の著者による無数の著作が、それぞれ単に孤立して存在するのではなく、思想における進化の流れを形作っていることが実感された。

ただその一方で、人間そのものは本質的に古代文明の時代からさほど進化していないのではないかと疑いも抱かざるを得ない。我々が「人類の進化」と考えるものは、実は「知識の蓄積」ないし「社会制度の改良」ないし「科学技術の発展」に過ぎないのではないか。我々が以前の人々に比べて無知でなくなったのは、教育の浸透や表現の自由といった「社会制度の改良」の結果と言えるし、豊かな暮らしを享受できているのも、農工業をはじめとする「科学技術の発展」、および「経済体制の発展」といった、同じく「社会制度の改良」の結果と言えるだろう。

〔編訳者〕

熊木信太郎（くまき・しんたろう）

北海道大学経済学部卒業。都市銀行、出版社勤務を経て、現在は翻訳者。『スパイ大事典』『ゲイリー・パートン自伝』（共に論創社）など多数の翻訳がある。

冒頭を読む 世界の名著101

2018年8月20日 初版第1刷印刷

2018年8月25日 初版第1刷発行

編訳者 熊木信太郎

発行者 森下紀夫

発行所 論創社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-23 北井ビル

電話 03-3264-5254 振替口座 00160-1-155266

装丁 宗利淳一

印刷・製本 中央精版印刷

組版 フレックスアート

ISBN978-4-8460-1652-4

落丁・乱丁本はお取り替えいたします